

平成30年9月7日

各府省事務次官  
各外局の長  
各行政執行法人の長

殿

人事院事務総長

「懲戒処分の指針について」の一部改正について（通知）

「懲戒処分の指針について（平成12年3月31日職職—68）」の一部を下  
記のとおり改正したので通知します。

記

別紙の第2の1中(13)を(14)とし、(12)の次に(13)として次のように加える。

(13) 公文書の不適正な取扱い

ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、  
又は公文書を毀棄した職員は、免職又は停職とする。

イ 決裁文書を改ざんした職員は、免職又は停職とする。

ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り  
扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職  
、減給又は戒告とする。

以 上